

令和6年度 第1回江東区消費者教育推進委員会 議事要旨

- 1 日時：令和6年7月9日（火） 午前10：00～12：00
- 2 場所：パルシティ江東 第1・2研修室
- 3 出席者
委員12名（弁護士、所轄警察署担当、消費者団体代表、区職員、公募区民等）
事務局職員（地域振興部経済課）
- 4 議題
 - (1) 江東区消費者相談・被害の状況について
 - (2) 令和5年度消費者教育の実施状況について
 - (3) 令和6年度消費者教育の状況について
 - (4) その他、質疑応答等
- 5 主な報告・意見等
事務局より議題(1)について、資料1により説明。相談事例報告について、委員からの報告・意見は以下のとおり。

○ 事例1は、PCサポートに関する事例。

パソコン操作中に画面にウイルス感染の警告表示と警告音が出た。画面に表示された電話番号に電話をかけ、遠隔操作により修復してもらった。業者から修復代金12万円を請求され、指示どおり何度もコンビニで電子マネーを購入して支払った。返金は可能か。修復代金が高額でだまされたのではないか。遠隔操作されたことで個人情報を知られ二次被害も不安との相談。

警告表示は単なる広告であり、実際にはウイルス感染しておらず、業者に連絡する必要はなかったことを伝えた上で相談員が業者に電話をかけたが、外国人が片言の日本語で「返金します」というばかりで、結局、返金はされなかった。電子マネーの発行会社にも、返金可能か確認するよう伝えた。ウイルス感染の不安については、以前の状態にパソコンを復元するよう伝え、操作方法が不明であれば情報処理推進機構（IPA）のホームページで確認するよう伝えた。遠隔操作の仕組みについて説明し、ウイルス感染に対する不安があるなら、パソコンの復元をおこなってはどうかと伝え、操作方法がわからなければ、IPAのHPで確認してはどうかと伝えた。

○ 事例2は、副業サイトに関する事例。

副業サイトに登録したら業者から電話がかかってきて、サポート契約を勧められて申し込んだ。サポート料金は 350 万円と高額であったが、稼いだ収入ですぐに支払えると言われた。手持ち資金が無いと伝えたら、消費者金融で借金して支払うよう言われ、4 社から 150 万円を借りた。解約したいがどうしたらよいかとの相談。

電話勧誘販売に該当しクーリング・オフが可能と思われる事を伝え、相談者はメッセージアプリで発信し解約手続きが完了した。消費者金融各社には事情を伝えてみるよう助言し、全社元金のみの返済を受付けられた。

近年は、副業として、ネット通販の転売ビジネス、生成 Ai の動画ビジネス、チャットの相談業務、アクセサリ製作販売などの相談も寄せられ、高額なサポート契約等を結ばされているケースが多い。副業をしても高収入は得られず、サポート契約代金の回収は困難で問題となっている。

事業者側の弁護士から、事業をおこなうための契約であり、事業者間契約であると、クーリング・オフを拒否されるケースもある。消費者であることを主張するが認められず解決が難しい場合もある。

契約する前に、副業内容や仕組みを理解し、収入を得る前に高額な出費が生じる場合は注意が必要である。

- 事例 1、2 ともに、行政の相談対応の仕組みはできているが、アピールが足りないということ。情報発信を続けていく熱意を持ち続けてほしい。

事務局より議題(2)(3)について、資料 2・3 により説明。

委員より所管課における消費者教育の取り組みについて、資料 4 に沿って説明。

- 中・高校生の居場所作り事業として、中・高校生のための SNS やスマートフォンの安全教室、中・高校生が教える保護者のための SNS 講座をおこなった。今年度も同事業を実施する予定である。
- 長寿サポートセンターからの消費者被害相談は 13 件、内、被害にあったもの 7 件、未遂に終わったもの 6 件。

長寿サポートセンターでは特殊詐欺の手口について情報共有し、さらに地域のケアマネジャーや民生委員と情報共有している。また、警察署とは高齢者の安否確認や虐待対応、特殊詐欺対応といった場面で日頃から連携している。令和 5 年度は 5 回警察署と連携した。

令和 6 年 5 月に亀戸長寿サポートセンターが 180 戸のマンションに注意喚起に関するチラシを配布した。

- 小学校・義務教育学校の前期課程では、社会科で生産や販売の仕事、家庭科で買い物の仕組みや消費者の役割を学び、特別の教科道德で「節度、節制」、「規則の尊重」などに関連して、消費者教育との関連を図っている。

中学校・義務教育学校の後期課程では、専門性が深まり、社会科の公民的分野で市場経済の基本的な考え方や消費者保護、自立支援を含めた消費者行政を、技術・家庭では売買契約、消費者トラブル等を学ぶ。特別の教科道德では小学校と同様の項目を通じて、消費者教育との関連を図っている。

- 管内では投資詐欺、リフォーム業者の契約トラブル、送り付け商法、国際電話を使った案件などが発生している。国際電話は、お金がかかるため、折り返し電話をしないよう注意喚起をした。

- 明らかに安い値段で売っているにせサイトが多々ある。飛びつくあとで大損する。その場合 IPA などに相談していただきたい。ネット上で物を買うときは、しっかり注意してほしい。

- 2050 年には 3 人に 1 人が 65 歳以上となる。ホスピス型住宅など、人生の最後に安らぎと安心安全に結びつく事業もあるが、問題が指摘されたりしている。多死社会の到来に向けて、安心安全に死を迎えることができる体制なり講座を、徐々に増やしていただければと思う。

また、学校教育の場で、投資の講座やトラブルに遭わないためのセーフティ教室などよりも、イベントのようなもので啓蒙を図るのはどうか。

亀戸のマンションで 180 戸にチラシ配布をおこなったことについて、よい取り組みであり各地域に広げてほしい。

令和6年度 第1回 江東区消費者教育推進委員会 会 議 次 第

日時：令和6年7月9日（火） 午前10時から

場所：パルシティ江東 3階 第1・2研修室

1 開 会

2 議 題

- (1) 江東区消費者相談・被害の状況について
- (2) 令和5年度消費者教育の実施状況について
- (3) 令和6年度消費者教育の実施計画について
- (4) その他、質疑応答等

3 連絡事項

4 閉 会

【資料】

資料1	江東区消費者相談・被害の状況について	1 頁
資料2	令和5年度消費者教育の実施状況について	5 頁
資料3	令和6年度消費者教育の実施計画について	7 頁
資料4	所管課における消費者教育の取組み	9 頁

【参考】

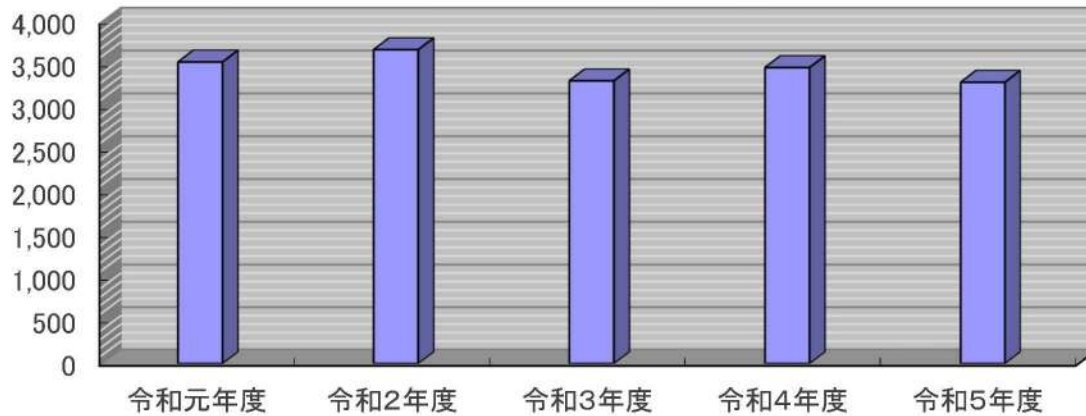
参考1	江東区消費者教育推進委員会設置要綱	1 3 頁
参考2	消費者教育推進委員会委員名簿	1 5 頁
参考3	前回議事要旨	1 6 頁

江東区消費者相談・被害の状況について

1. 消費者相談の推移

令和5年度の相談件数は3,292件、前年度比5.0%の減となっている。

図表1 相談件数



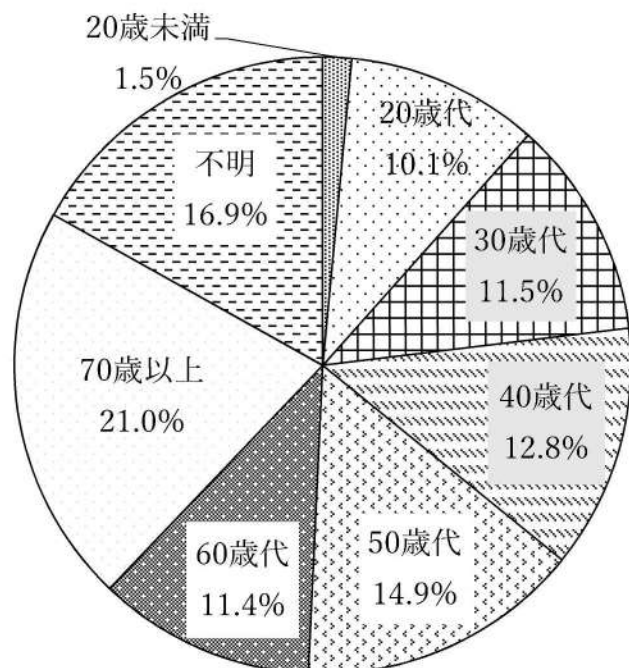
	令和元年度	令和2年度	平成3年度	令和4年度	令和5年度
件数	3,528	3,672	3,309	3,464	3,292
増減率(%)	2.6	4.1	△9.9	4.7	△5.0

2. 契約当事者年代別構成

50歳代以上が相談者全体の5割弱（不明を除く）を占めている。前年同期と比べ、50歳代以上の契約当事者が減少している反面、20～40歳代の契約当事者が増加している。

図表2 契約当事者年代別構成

	5年度	4年度	対前年比
20歳未満	48件	63件	△23.8%
20歳代	333件	301件	10.6%
30歳代	377件	333件	13.2%
40歳代	423件	395件	7.1%
50歳代	491件	525件	△6.5%
60歳代	375件	424件	△11.6%
70歳以上	690件	781件	△11.7%
不明	555件	642件	△13.6%
合計	3,292件	3,464件	△5.0%



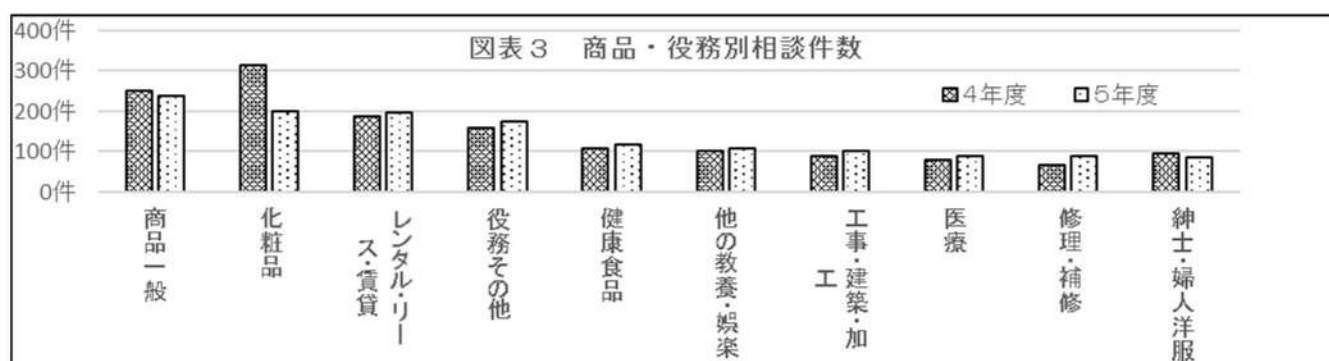
3. 相談の内容

商品・役務別相談件数 上位 10 位

順位	商品・役務	5 年度	4 年度	対前年比	主 な 項 目
1	商品一般	239件	252件	△5.2%	不審なメール、クレジットカード不正請求、注文していない荷物の配送
2	化粧品	201件	313件	△35.8%	定期購入、解約の電話が繋がらない、別の商品の配送等
3	レンタル・リース・賃貸	197件	187件	5.3%	賃貸物件の退去費用、入居後に判明した設備の不具合、家賃の増額等
4	役務その他	174件	157件	10.8%	PCサポート・質問サービス、電子渡航認証、廃品回収、婚活サービス等
5	健康食品	116件	106件	9.4%	定期購入、未注文、体質に合わない
6	他の教養・娯楽	108件	101件	6.9%	オンラインゲームの未成年課金、出会い系アプリでの課金や儲け話等
7	工事・建築・加工	101件	88件	14.8%	屋根工事、リフォーム、施工不良
8	医療	90件	79件	13.9%	歯科矯正、医療脱毛、美容外科
9	修理・補修	87件	67件	29.9%	トイレの詰まり修理、エアコン修理
10	紳士・婦人洋服	85件	96件	△11.5%	商品未着、身に覚えのない商品、仕上がりが雑、別の商品が届いた等

相談の特徴

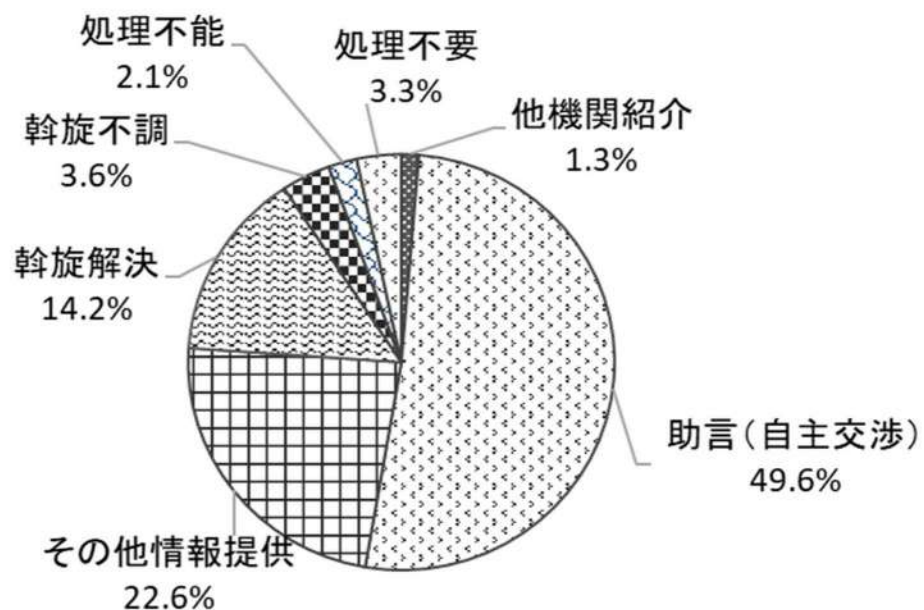
- 令和5年度で相談件数が最も多い商品・役務は、「商品一般」であり、相談全体の7.3%を占める。架空請求に関する相談が依然として多く、クレジットカードの不正請求、身に覚えのない荷物の配送と請求が多い。架空の金銭贈与メールにより高額な手数料を支払われた案件なども目立つ。
- 「化粧品」は112件減少しているものの、相対的な順位が高い。知らないうちに定期購入になっていた、解約したくても電話が繋がらない、別の商品が届いたなどの相談が多い。「健康食品」も同様の相談が多い。
- 「レンタル・リース・賃貸」は、賃貸マンションにからむトラブルが大半を占める。賃貸物件の退去費用、入居後に判明した設備の不具合、家賃の増額など。
- 「役務その他」は、前年度比10.8%増。インターネットを介しての事案の相談が多い。PCのウイルス感染・質問サービス、電子渡航認証、廃品回収、婚活サービスなど。
- 「他の教養・娯楽」は、オンラインゲームの未成年による課金、出会い系アプリでの課金や儲け話、スポーツジム等の解約に関する相談が多い。



4. 令和5年度 消費者相談処理結果

態 様		件 数	構 成 比
処 理 結 果	他機関紹介	42件	1.3%
	助言（自主交渉）	1,634件	49.6%
	その他情報提供	743件	22.6%
	斡旋解決	466件	14.2%
	斡旋不調	118件	3.6%
	処理不能	69件	2.1%
	処理不要	107件	3.3%
	合計	3,179件	96.6%
未解決・処理中(R6.5.14現在)		113件	3.4%
相談総件数		3,292件	100.0%
処 理 期 間	即日処理	2,051件	62.3%
	継続処理	1,128件	34.3%

図表4 処理結果別割合



5. 相談内容事例

【事例1】PCサポート

相談内容	パソコン操作中に画面にウイルス感染の警告表示と警告音が出た。画面に表示された電話番号に電話をかけ、遠隔操作により修復してもらったが、業者からは修復代金12万円を請求され、指示通りコンビニで電子マネーを購入して支払った。 返金は可能か。また、本当にウイルス感染したのか、修復代金が高額でだまされたのではないか。遠隔操作されたことで個人情報を知られ二次被害に遭わないかも不安である。
------	---

【事例2】副業サイト

相談内容	副業サイトに登録したら業者から電話がかかってきて、サポート契約を勧められ申し込んだ。サポート料金は350万円と高額であったが、稼いだ収入ですぐに支払えると言われた。手持ち資金がないと伝えたら、消費者金融で借金して支払うようにと言われた。解約したいがどうしたらよいか。
------	--

令和 5 年度消費者教育の実施状況について

1. 消費者講座

No.	実 施 日	講 座 名	講 師 名	参加人数
1	4 月 26 日(水)	高齢者向け住宅の基礎知識と賢い選び方	(公社)全国有料老人ホーム協会 倉田久	17 名
2	5 月 23 日(火)	はじめての投資	日本証券業協会 田中尚実	25 名
3	6 月 30 日(金)	暮らしの中の危険と損害保険	(一社)日本損害保険協会 竹島亜機雄	11 名
4	7 月 27 日(木)	親子で学ぶお金の使い方	東京都金融広報委員会 吉田淳子	親子 12 組 28 名
5	8 月 24 日(木)	リバースモーゲージ 制度と注意点	東京都金融広報委員会 向藤原寛	17 名
6	9 月 27 日(水)	人生 100 年時代の生前整理	(一社)実家片づけ整理協会 渡部亜矢	27 名
7	10 月 5 日(木)	はじめての投資	日本証券業協会 尾崎博之	29 名
8	10 月 26 日(木)	安全でおいしい水が届くまで	東京都水道局	9 名
9	11 月 22 日(水)	相続税の基本	税理士 西村圭二郎	29 名
10	12 月 21 日(木)	身の回りの化学製品の上手な 使い方～製品表示に注意～	化学製品 PL 相談センター 菅沢浩毅	9 名
11	1 月 26 日(金)	広告の見方～身につけたい！ 広告を見る力！～	日本広告審査機構 西中典子	13 名
12	2 月 22 日(木)	その住宅リフォーム大丈夫で すか？	住宅リフォーム・紛争処理支 援センター 深谷尚正	14 名
13	2 月 27 日(火)	新 NISA を活用した資産形成	かたやまりえ (ファイナンシ ャルプランナー)	32 名
14	3 月 14 日(木)	契約の基礎とトラブル事例	東京都金融広報委員会 石村衛	14 名
15	3 月 28 日(木)	相続登記の義務化って何？	司法書士 富山哲	27 名

消費者展にて開催した講座

16	12 月 3 日(日)	折り紙のお花でお部屋を飾ろ う	環境整備推進委員会	36 名
17		消費者トラブル啓発 DVD 上映	消費者センター	120 名
18		落語と漫才で学ぶ消費者トラ ブル	三遊亭仁馬 キラーコンテンツ (東京都消費生活総合セン ター派遣)	53 名

2. 親子向け消費者講座・見学会

No.	実 施 日	講 座 名	講 師 名	参加人数
1	1 月 5 日(金)	親子で埋立処分場・水の科学館見学	中央防波堤埋立処分場職員	12 組 26 名
2	3 月 27 日(水)	親子で東証アローズ・貨幣博物館見学	東京証券取引所職員	13 組 29 名

3. 出前講座 ※講師は本センターの消費生活相談員

No.	実 施 日	依 頼 団 体	テ ー マ	参加人数
1	6 月 19 日(月)	エヌフィットキャリアカレッジ東陽町	悪徳商法にあわないために	13 名
2	9 月 20 日(水)	江東区消費者団体連絡協議会	消費者トラブル間違い探し	17 名
3	12 月 2 日(土)	青少年対策砂町地区委員会	こどものスマホ・ネットの使い方と気を付けたいポイント	61 名
4	2 月 20 日(火)	東陽福祉会館	高齢者に多い消費者トラブルと未然防止	8 名

4. 消費者啓発事業・消費者展事業

No.	実 施 日	事 業 名	内 容 詳 細
1	9 月発行	江東区の消費者行政(令和4年度)	前年度の消費者センターの事業実績を冊子として作成し、関係各所に配布。
2	10 月 14 日(土)	江東区民まつり	「消費者センター」ブースにて消費者クイズ実施。啓発グッズ配布。
3	12 月 3 日(日)	消費者展	講演会、落語と漫才で学ぶ消費者トラブル、消費者クイズ、消費者団体・協力団体による展示、味噌や野菜と果物の販売等。
4	1 月 8 日(月)	成人式	若者向け啓発資料を配架
5	2 月 21 日(水)～23 日(金)	消費者センターだより	こうとう区報と併配で「消費者センターだより」を区内全戸に配布。
6	3 月 30 日(土)	Plaza Community EXPO(青少年交流プラザ)	「消費者センター」ブースにて消費者クイズ実施。啓発グッズ配布。

5. 消費者に向けた情報発信力の強化

(1) 区報とホームページによる消費者被害関連の情報提供

- ・多重債務 110 番 令和5年9月4日(月)～5日(火)
令和6年3月4日(月)～5日(火)
- ・関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止キャンペーン
令和5年9月12日(火)～13日(水)
- ・関東甲信越ブロック若者悪質商法被害防止キャンペーン
令和6年3月12日(火)

(2) 江東ワイドスクエア「安全安心のまち～賢い消費者になろう～」の制作協力

放送：令和5年10月8日(日)～14日(土)、1日5回放送

(YouTube 江東区公式チャンネルで公開中)

令和 6 年度 消費者教育の実施計画について

1. 消費者講座

※18 回開催予定。第 3 回までは実績。

No.	実 施 日	講 座 名	講 師 名	参加人数
1	4 月 25 日(木)	高齢者向け住宅の基礎知識と賢い選び方	(公社) 全国有料老人ホーム協会 倉田久	25 名
2	5 月 17 日(金)	シニア向けスマートフォン教室	KDDI 認定講師	16 名
3	6 月 11 日(火)	今さら聞けない！キャッシュレス決済	(一社) キャッシュレス推進協議会 鈴木麻友	25 名
4	7 月 25 日(木)	親子で学ぶ お金の使い方	東京都金融広報アドバイザー	親子 15 組 (予定)
5	7 月 25 日(木)	はじめての投資	東京都金融広報アドバイザー	30 名 (予定)
6	9 月 4 日(水)	(仮称)食品添加物の役割とその安全性	(一社) 日本食品添加物協会	30 名 (予定)
7	9 月 30 日(月)	(仮称)公的年金と個人年金	(公財) 生命保険文化センター	30 名 (予定)
8	10 月 3 日(木)	(仮称)事例から学ぶこどもの事故	(NPO 法人) Safe Kids Japan	30 名 (予定)
9	10 月 3 日(木)	(仮称)相続税について	東京税理士会 江東西支部	30 名 (予定)

2. 親子向け消費者講座・見学会

8 月、1 月の 2 回実施、募集は各回 15 組を予定。

3. 出前講座

福祉会館、長寿サポートセンター等、高齢者福祉施設を中心に出前講座の制度周知を行う。 ※第 3 回までは実績。

No.	実 施 日	依 頼 団 体	テ ー マ	参加人数
1	5 月 16 日(木)	江老連 城東北部支部	最近の消費者トラブルについて	80 名
2	5 月 22 日(水)	彩の会	防ごう！消費者トラブル	18 名
3	6 月 11 日(火)	東陽長寿サポートセンター	在宅高齢者が陥りやすい消費者トラブルの対応と対策	25 名
4	7 月 12 日(金)	平野長寿サポートセンター	・最新特殊詐欺事情 ・高齢者の消費者被害	
5	9 月 18 日(水)	江東区消費者団体連絡協議会	(調整中)	

4. 消費者啓発事業・消費者展事業

No.	実 施 日	事 業 名	内 容 詳 細
1	9月発行	江東区の消費者行政 (令和5年度)	前年度の消費者センターの事業実績を冊子として作成し、関係各所に配布。
2	10月19日(土)～ 20日(日)	江東区民まつり	「消費者センター」ブースにて消費者クイズ実施。啓発グッズ配布。
3	12月1日(日)	消費者展	講演会、落語と漫才で学ぶ消費者トラブル、消費者クイズ、消費者団体・協力団体による展示、青空市等。
4	2月21日(金)～ 23日(日)	消費者センターだより	こうとう区報と併配で「消費者センターだより」を区内全戸に配布。

5. 消費者に向けた情報発信力の強化（予定）

- (1) 区役所テレビモニターによる消費者センターの周知
- (2) 青色パトロールカーによる消費者被害関連の注意喚起
- (3) 区HPに若者向け啓発動画へのリンクを作成
- (4) 江東ワイドスクエアへの消費者向け啓発コーナー制作依頼

所管課における消費者教育の取り組み

【青少年課】

江東区青少年交流プラザ消費者教育の取り組み

【令和 5 年度実施結果】

『中・高校生の居場所づくり事業』

① 中・高校生のための SNS やスマートフォンの安全教室

○実施時期：令和 5 年 9 月 16 日（土）

○対 象：中学生・高校生

○実 施 者：特定非営利活動法人インターネットスキル認定普及協会
小林 貴之

○概 要：日々の SNS やスマートフォンの活用の中で起こりうる消費者被害について学び、未然に防ぐインターネットリテラシーを養う。また、SNS による誹謗中傷の原因となるコミュニケーションの向上を目指す。実生活において、事前にリスク回避できるようインターネットリテラシーを身に付け、SNS やスマートフォンの有意義な活用ができるとともに、普段の生活での円滑なコミュニケーションを身に付ける。

○実施結果：申込 4 名 当日参加者 2 名

② 中・高校生が教える保護者のための SNS 講座

○実施時期：①令和 5 年 9 月 23 日（土）

②令和 6 年 3 月 30 日（土）

○対 象：保護者世代

○実 施 者：中・高校生のための SNS やスマートフォンの安全教室受講生

○概 要：安全教室の受講生が、自分たちが学んだ携帯電話の購入問題やトラブルについてパワーポイントでまとめた内容を解説し、さらに SNS の利用についてのトラブルやその解決方法など自らの実体験を踏まえて保護者世代に伝える。

○実施結果：

①実施者 2 名 参加者 51 名（当日来館参加のため事前申し込みなし）

②実施者 2 名 参加者 36 名（当日来館参加のため事前申し込みなし）

【令和6年度実施計画】

『中・高校生の居場所づくり事業』

① 中・高校生のための SNS やスマートフォンの安全教室

○実施時期：令和6年8月24日(土)もしくは25日(日)予定

○対 象：中学生・高校生

○実 施 者：東京都都民安全推進部 ファミリーeルール事務局

○概 要：日々の SNS やスマートフォンの活用の中で起こりうる消費者被害について学び、未然に防ぐインターネットリテラシーを養う。また、SNS による誹謗中傷の原因となるコミュニケーションの向上を目指す。実生活において、事前にリスク回避できるようインターネットリテラシーを身に付け、SNS やスマートフォンの有意義な活用ができるとともに、普段の生活での円滑なコミュニケーションを身に付ける。

② 中・高校生が教える保護者のための SNS 講座

○実施時期：①令和6年9月21日(日)予定

②2月～3月予定

○対 象：保護者世代

○実 施 者：中・高校生のための SNS やスマートフォンの安全教室受講生

○概 要：安全教室の受講生が、自分たちが学んだ携帯電話の購入問題やトラブルについてパワーポイントでまとめた内容を解説し、さらに SNS の利用についてのトラブルやその解決方法など自らの実体験を踏まえて保護者世代に伝える。

【地域ケア推進課】

(1) 長寿サポートセンター（区内21箇所）消費者被害相談

令和5年4月～令和6年3月 実績13件

うち、被害にあったもの7件、未遂に終わったもの6件

以下、被害にあったものより

- ・ケース1 見知らぬ男性が訪問され、定期預金解約 被害額1,600万円
- ・ケース2 区役所を名乗る男性から電話、還付金詐欺 被害額150万円
- ・ケース3 区役所担当を名乗る電話、暗証番号教えた 被害額820万円

長寿サポートセンターが把握する消費者被害・特殊詐欺被害件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被害件数	21	11	13
(内未遂)	16	4	6

(2) 情報共有・連携

長寿サポートセンターでは、特殊詐欺の手口について情報共有し、さらに地域のケアマネジャーや民生委員と情報共有している。

また、警察署とセンターは高齢者の安否確認や虐待対応、特殊詐欺対応といった場面で日頃から連携している。令和5年度は地域活動として5回警察署と連携した。

令和6年5月に亀戸長寿サポートセンターが、消費者センター、警察署等の注意喚起に関するチラシをマンションの180戸に配布した。

【指導室】

学校教育における消費者教育

(1) 小学校・義務教育学校（前期課程）

『社会（3年～5年）』

- ・地域の学習や、生産や販売の仕事に関する学習、産業の学習等の中で、消費者教育と関連を図ることができる。

『家庭（5年～6年）』

- ・「物や金銭の使い方と買物」の学習の中で、買物の仕組み（売買契約の基礎）や消費者の役割、物や金銭の大切さや物や金銭の計画的な使い方等について学ぶ。

『特別の教科 道徳（1～6年）』

- ・「節度、節制」「規則の尊重」という内容項目を学習する際に、消費者教育と関連を図ることができる。

(2) 中学校・義務教育学校（後期課程）

『社会（公民的分野）』

- ・「市場の働きと経済」の学習の中で、消費生活を中心とした経済活動の意義や、市場経済の基本的な考え方を学ぶほか、「国民の生活と政府の役割」の学習の中で、消費者の保護の意義と消費者の自治の支援などを含めた消費者行政等について学ぶ。
- ・政治や経済、現代社会を取り巻く諸問題の学習を行う中で、消費者教育と関連を図ることができる。

『技術・家庭（家庭分野）』

- ・「金銭の管理と購入」、「消費者の権利と責任」の学習の中で、消費生活全般（金銭管理・売買契約・消費者の権利と責任・消費者トラブル 等）について学ぶ。

『特別の教科 道徳（1～3年）』

- ・「節度、節制」「遵法精神、公德心」という内容項目を学習する際に、消費者教育と関連を図ることができる。